

記者発表資料
令和8年1月21日
食と暮らしの安全推進課
食品安全班
担当: 大熊・西村
電話: 022-211-2644

食中毒の発生について

[事件の概要]

令和8年1月19日(月)午後3時頃、加美町内の医療機関から、「1月16日(金)に色麻町内の飲食店で食事をし、17日(土)から下痢、嘔吐等の症状を呈している患者1名を診察した。患者から同一グループ内に体調不良者が複数名いるとの情報があった。」旨、大崎保健所に通報があった。

同保健所が調査したところ、色麻町内の飲食店「関井商店」で提供した食事を喫食した1グループ16名のうち、6名が下痢、嘔吐等の症状を呈していたことが判明した。

同保健所は、患者に共通する食事が、1月16日(金)に同飲食店で提供した食事に限られていること、患者の症状及び潜伏時間が概ね一致していること、複数の患者の便及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、1月16日(金)に同飲食店で提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

なお、患者は全員快方に向かっている。

患者関係	発症日時	令和8年1月17日(土)午前8時頃
	主な症状	下痢、嘔吐等
	患者数	6名(40代~70代)
	受診者数	6名
	入院者数	なし
	診療医療機関	加美町内及び色麻町内の医療機関
原因食品	原因施設で提供した食事	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	所在地 : 加美郡色麻町高城字上ノ原7 屋号 : 関井商店(せきいしようてん) 営業者 : 関井 政充 業種 : 飲食店営業	
措置	飲食店の営業停止3日間(1月21日(水)から23日(金)まで)	
担当保健所	大崎保健所	

※喫食メニュー

かき酢(かき、きゅうり)、刺身(マグロ、ホッキ貝)、なめたカレイ煮付け、鯛の揚げ物あんかけ、マグロかま焼き、太巻き(うなぎ、たまご)、寄せ鍋(たら、白子、春菊、ねぎ、しめじ)

(参考) 宮城県における食中毒の発生状況【本件を含めない。()内は、仙台市分を再掲】

	発生件数	患者数	死亡者数
本年1月1日から1月20日まで	1 (0)	16 (0)	0 (0)
昨年同期	2 (1)	5 (4)	0 (0)

ノロウイルスによる食中毒について

ノロウイルスによる食中毒は例年冬場に多く発生します。ノロウイルスによる食中毒は、主に、調理者を通じた食品の汚染により発生します。ノロウイルスは、感染力が強く、大規模な食中毒など集団発生を起こしやすいため、注意が必要です。

【ノロウイルスによる食中毒の特徴】

潜伏期間(感染から発症までの時間)は 24~48 時間で、主な症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度です。通常、これらの症状が 1 日から 2 日続いた後、治癒し、後遺症もありません。また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

【感染経路】

ノロウイルスの感染経路は、ほとんどが経口感染で、次のような感染様式があると考えられています。

- 1 患者のノロウイルスが大量に含まれるふん便やおう吐物から人の手などを介して二次感染した場合
- 2 家庭や共同生活施設などヒト同士の接触する機会が多いところでヒトからヒトへ飛沫感染等直接感染する場合
- 3 食品取扱者(食品の製造等に従事する者、飲食店における調理従事者、家庭で調理を行う者などが含まれます。)が感染しており、その者を介して汚染した食品を食べた場合
- 4 汚染されていた二枚貝を、生あるいは十分に加熱調理しないで食べた場合
- 5 ノロウイルスに汚染された井戸水や簡易水道を消毒不十分で摂取した場合

【予防方法】

- 1 手をよく洗う。
- 2 食品を加熱調理(中心部を 85~90°C で 90 秒以上)する。
- 3 調理器具の洗浄・消毒を徹底する。
- 4 感染している人のおう吐物・便などの処理の際にはマスクや手袋を装着し、飛び散らないように扱い、床等に付着した場合は塩素系漂白剤で消毒を行う。
- 5 トイレの取手やドアノブ等、手指が触れる場所は、こまめに洗浄・消毒を行う。

(参考)宮城県ホームページ(ノロウイルスによる食中毒について)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syokunoanzen/noropage1.html>